



十 発行価格

十一 利率

の経過利子の

額面金額百円につき九十九円七  
十二銭  
年一・七パーセント  
年金積立金管理運用独立行政法  
人の理事長は、払込金額に加え、  
次の算式により算出した金額を  
第十八号の規定する期日に払い  
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{30}{365}}$$

十三 初期利子

平成十九年三月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する

十五 償還期限

平成二十八年九月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 払込場所

日本銀行

十八 払込期日

平成十八年十月二十日